

函館圏都市計画高度利用地区における建築物の制限について

○地区名

函館駅前南地区

○都市計画決定・変更年月日

昭和58年 3月31日 函館市告示第 37号 (当初決定)

昭和60年11月11日 函館市告示第111号 (変更)

○区域および面積

函館市若松町の一部 約0.6ha

○指定理由

本地区は、函館駅前広場に面し、都心商店街の重要な位置にあるが、木造家屋、細分化された敷地をはじめ低層建築物が顕著であり、都市環境を改善すべく、当該地を高度利用地区に指定して、市街地の計画的な再開発を図り、もって都市機能の増進を図る。

○制限の内容

- ・容積率の最高限度、最低限度
最高限度 650%、最低限度 300%
- ・建ぺい率の最高限度
70% (ただし、耐火建築物にあっては20%を加えた数値とする。)
- ・建築面積の最低限度
200㎡
- ・壁面の位置の制限
2.0m

○計画図



※ 高度利用地区の区域および制限の内容について、ご不明な点等がありましたら、函館市都市建設部都市計画課 TEL0138-21-3360 にお問い合わせ下さい。